

【レンタルカグ】利用規約

※必ずご確認ください。

【レンタルカグ概要】

弊社(株式会社MORES)の所有する家具や雑貨を、お申込み頂いた不動産業者様を対象に、モデルハウスやショールーム、住宅完成後の見学会等に展示用として必要な期間、貸出するサービスである。

2024年3月30日改定

【レンタルカグ】プラン一覧

プラン種類	ライトプラン		スタンダードプラン		プレミアムプラン
	3ヶ月レンタル	1ヶ月レンタル	3ヶ月レンタル	3ヶ月レンタル	3ヶ月レンタル
レンタル料金	110,000円(税抜)	110,000円(税抜)	189,000円(税抜)	300,000円(税抜)~	
見積り依頼・申込方法	※ご提案書・見積送付後、見積期限は4日です。 WEBサイト「見積依頼フォーム」から申込み下さい。				直接、ご連絡下さい。
搬入・設置・撤去(設置エリア:東京・埼玉・神奈川・千葉)※1	●	●	●	●	23区内のみ
お支払い方法	設置日後1週間以内に全額を弊社指定の銀行口座に振込にてお支払い下さい。				
キャンセル料	お申込み後のキャンセルはお見積金額の100%となります。				
物件現地調査 9,000円 ※2	▲8,000円	▲8,000円	▲8,000円	▲8,000円	
コーディネートご提案書作成(1プラン作成) ※追加の場合は+5,000円	●	●	●	●	
ダイニングセット	●	●	●	●	
ソファ	2p・3p		2p・3p・オットマン・L型・カウチ等		
センターテーブル	●	●	●	●	
テレビボード	—	●	●	●	
家具設置に伴う装飾	●	●	●	●	
キッチンコーディネート	—	●	●	●	
(水回り)浴室・洗面所等装飾	—	●	●	●	
造花(中又は大サイズ)	●	●	●	●	
フロアランプ	●	●	●	●	
RICOHシータ撮影・編集・管理 ※レンタル期間内 ※3	—	●	●	●	
スマホカメラ撮影(20枚位) 10,000円 ※3	—	▲10,000円	●	●	
玄関回りの装飾 3,000円	—	▲	▲	▲	●
他居室コーディネート(別途見積)	—	▲	▲	▲	▲
レースカーテン(別途見積)買取	▲	▲	▲	▲	▲
照明(別途見積)	▲	▲	▲	▲	▲
LDの広さによる制限	10帖~12帖まで		15帖以下まで、15帖超える場合は1帖ごとに+5,000円(プレミアムプランは+10,000円)		
家具の買取(別途見積)	—	●	●	●	—
レンタル期間の延長費用(1か月単位)※4	18,000円	30,000円~	18,000円~	30,000円~	
家具の移設(レンタル期間内)※5	—	—	70,000円	85,000円	
レンタル期間短縮による料金の減額	—	—	—	—	
設置日の指定	—	原則不可 ※日時指定を希望の場合は別途費用が10,000円~20,000円が追加費用が掛かります。			
家具の吊り上げ ※現調費用を頂く場合があります。	可・吊り上げが必要な場合+5,000円				—
エレベーター無し	階段で荷揚げする場合	料金:1階上ることに+3,000円 [例]5階の場合は+12,000円			—
養生	共用部等に養生が必要な場合+5,000円~ ※エレベーターは除く				
管理組合の申請	搬出入に申請が必要で弊社が手続き又は申請を代行する場合+5,000円				

●又は赤字は対象 ▲はオプション —は対象外又は不可

【設置エリアについて】※1

- ・設置範囲:東京・埼玉・千葉・神奈川の国道16号内の移設距離約50キロ以内。
- ・国道16号線を超える又は50キロを超える場合はプラス20,000円~ ※プレミアムプランは23区内設置に限ります。
- ・設置の当日に弊社の責に帰すべき事由でなく設置が出来ず、別日へ変更せざるを得ない場合は別途50,000円が掛かります。

【現場調査について】※2

- ・寸法等が不明な場合、また搬入経路が不明な場合は現場調査をお願いする場合があります。その際、現調費用が掛かります。
- ・現場調査後の申込前にキャンセルした場合は費用が発生します。

【撮影について】※3

- ・撮影日は、設置日から5日間で行います。撮影日はお打合せにより決めさせていただきます。
- ・撮影当日に弊社の責に帰すべき事由でなく撮影が出来ず、別日へ変更せざるを得ない場合は別途20,000円が掛かります。

【レンタル期間延長費用について(1か月単位)】※4

- ・上記料金にプラス、オプション料金の(現場調査除く)の11%が掛かります。
- ・お支払は延長した日を起点として7日以内に振込み下さい。

【家具の移設について】※5

- ・家具の移設出来る期間は当初のレンタル期間内とし、延長期間に入ってから家具の移設は出来ません。
- ・契約期間内の家具の移設は可能です。 移設は弊社にて行います。 ※他社禁止。
- ・移設希望の場合は移設希望日の約14日前までにご連絡下さい。
- ・移設範囲:東京・埼玉・千葉・神奈川の国道16号内の移設距離約50キロ以内。
- ・移設料金:上記エリア:一律70,000円(移動距離が50キロを超える場合は追加費用が発生します。)

[その他レンタカグ利用規約] ※2024年3月30日改定

各プランのレンタル期間・費用、オプション有無、家具設置時等の詳細・追加費用につきましては[レンタカグ]一覧を参照ください

1. [レンタカグ]プラン・料金及び設置エリアについて

- レンタル料金及びオプション・追加費用等は物件毎にその都度、見積書に記載します。ご提案書・見積の期限は送付後、4日となります。
- 支払方法は、原則設置後及び延長の申し出後7日以内に弊社が指定する銀行口座にお振込下さい。

2. キャンセル料について

- 申込後のキャンセルにつきましてはキャンセル料が発生します。キャンセルの連絡は弊社又は担当へメールにてご連絡下さい。 ・申し込み後：お見積金額の100%

3. レンタル家具の設置について

- 設置日に指定された物件へレンタル家具を設置します。日時間指定出来ません。また家具搬入・搬出に伴い追加費用が掛かる場合があります。詳細につきましては[レンタカグ]一覧を参照ください。
- 家具搬入・搬出時のお客様の立会は要しませんが、その際は弊社で搬入・搬出前に凹み・キズ・汚れ等の状況を確認し、作業を行います。大きな欠陥や不具合がある場合は連絡させていただきます。
- 家具搬入・搬出後、物件や設置家具に欠陥や不具合がある場合は設置日より7日以内に担当に連絡下さい。万が一、弊社が物件に損害を与えてしまった場合は、補修等又はその金額を負担します。家具の場合は速やかに代替品の設置を行います(軽微なキズ・変色等の場合は交換致しません)。搬入・搬出の作業日より7日以内にご連絡がない場合は正常に設置が完了したものとします。
- 家具設置後に生じた自然に起因する問題(日焼け・錆・カビ・変色等・天災を含む)や、設置する事での凹みやキズ等については免責とし、責任は負いません。

4. レンタル家具の返却について

- 設置後に定めたレンタル期間の満了日後、及び期間終了前に返却を申し出た場合は速やかに、レンタル家具を撤収します。返却申し出後の撤去のキャンセルは出来ません。
- 家具返却(撤去)の連絡は弊社又は担当へメールにてご連絡下さい。期間終了前に返却を希望する場合は、返却希望日の14日前までに申し出て下さい。

5. レンタル期間の延長について

- レンタル家具の延長は、1か月単位で出来ます。レンタル期間の延長を希望する場合は期間満了の7日前までに延長の申し出の連絡を下さい。

6. 家具移設について ※(ライトプラン、スタンダードプラン1か月プランは家具の移設は出来ません。)

- レンタル期間内に家具等を他物件へ移設したい場合は、移設希望日の約14日前までに弊社へ連絡下さい。
- 家具の移設が出来る期間は当初のレンタル期間内とし、延長期間に入ってから家具の移設は出来ません。
- レンタル家具の移設を他社へ依頼すること、またご自身で行うことを禁じます。

7. 弊社が撮影した写真・RICOHシータ画像について ※(スタンダード・プレミアムのみ)

- 弊社がホームページやその他広告物等に掲載する場合があります。(弊社の使用が難しい場合は、お申出ください。)
- RICOHシータ画像のWEBサイト掲載(閲覧出来る)期間はレンタル期間中です。レンタル期間の終了後は閲覧出来なくなります。

8. レンタル家具の買取について ※(スタンダードプランのみ、希望する場合はご相談下さい。)

- 買取する家具は現状設置しているものとなります。現況での引き渡しとし、以降の責任は負いません。(不良箇所等が発見され譲渡が困難な場合や弊社オリジナル家具等は買取をお断りさせていただきます。)
- 買取の売買は、レンタカグ契約者様と弊社の間で成立するものとし、第三者(物件購入者様等)と弊社の間で売買行為は行いません。
- 買取出来るものは家具のみで、設置した小物装飾品は回収します。

9. 第三者への転貸の禁止等について

- 家具レンタルの利用は指定された物件に限り、承諾なくレンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分は禁じております。

10. レンタル家具の使用責任について

- 家具設置後、利用者は注意義務をもってレンタル家具の使用・管理を行って下さい。
- レンタル商品は展示品として使用しその他の用法としては使用しないで下さい。またレンタル家具の付属部品、その他装飾品についても紛失ないように保存し契約終了時に返還をお願いします。

11. レンタル商品の破損・滅失・盗難等について

- お客様、または来訪者の故意・過失、その他お客様に責任がある事由(盗難・火災・天災を含む)により、レンタル商品が返却不能または修理が必要になった場合は、それに要する費用(修理費または販売価格)を弊社より利用者へ請求させていただきます。また、レンタル商品が滅失或いはその効用を喪失した場合はレンタル期間満了までのレンタル金額に加え、商品に応じて要した費用を請求させていただきます。

12. レンタル家具の途中解約について

- レンタル期間中に契約を中途解約することが出来ますが、中途解約する場合の解約料は発生しないものとします。ただしレンタル期間の短縮に伴う返金は行いません。

13. お客様の連絡義務について

- 以下に該当した場合は弊社に速やかに連絡下さい。
 - ・設置・撤去をする上で必要な情報に変更があった場合(設置日に設置等が出来ない場合、キーボックスの位置・番号の変更等)
 - ・レンタル商品の延長利用及び返却を希望する場合
 - ・商品に構造上の欠陥がある場合
 - ・盗難、紛失があった場合
 - ・レンタル商品の破損、滅失その他効用の喪失がある場合
 - ・第三者が、差し押さえ、仮差押え、または権利主張をする恐れがある場合

14. レンタルの解除について

- 次の各号の一つに該当したときに、催告せずに直ちにレンタルを解除させていただきます。

- (1)レンタル料金の支払いが行われない場合
- (2)仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生等の申立をうけた場合
- (3)本記載事項に違反した場合